

山口県地方金融史概説のために

— 明治期史料の検討(1) —

A Preparatory Work for the Monetary History of the Area of Yamaguchi Prefecture :
An Investigation of Materials for History of the Meiji Era, part 1

道 盛 誠 一

Seiichi Michimori

はじめに

当産業文化研究所と北九州大学産業社会研究所との共同研究企画、関門地域研究資料文献目録の作成に携わる機会を与えられた。その調査の過程で、県下金融関連史料についても、おおよその見当を得ることができた。それは、史料調査の進捗度や史料蓄積が予期に反してさほどのものではない、というものであった。要は、赤間関市（現、下関市）を擁する山口県ならではの史料蓄積を期待していたからである。

周知のとおり、当時の赤間関は対鮮貿易を中心とした貿易港としての地位を確立しており、三井銀行が一等出張店を置き、日本銀行2番目の支店として西部支店が開設されたのも、この地であった。にもかかわらず、例えば、統計情報の積極的な収集もしくは蓄積が行政ベースでも民間ベースでも計られた痕跡は無いようである。事実、史料全般の遺留状況は、他府県に比べても良くない。

もっとも、県下本店銀行である山口銀行のように、史料保存のみならず整理・公表に積極的な史料所有者もあることは、記憶されて然るべきである。山口銀行史の刊行後に、時をおかず全8巻におよぶ同史史料編が逐次出版されたことを指す。社史出版史上に画期的な事業であるとともに、研究史への寄与のいかばかりかは特筆されてよいであろう。

本稿は、県下金融関連史料の分析を目的にした一連の作業の一部である。山口県地方の金融史研究のための準備作業としての位置づけを与えられれば幸いである。

本稿の対象としている史料は、山口県文書館所蔵の行政文書にはほぼ限られている。明治期、それもその一部に限定されるのは、与えられた紙幅の故である。なお、本稿では金融仲介機能に関わる分野に限定しないよう努めたつもりであるが、未だ調査進行中であるため、また遺留史料の限界の故に、その意図は十分に活かされていない。

1. 山口県文書館所蔵の明治期行政文書の概要

戦前期の行政文書は、整理分類上、「戦前A」に「戦前B」、「明治期政府布達類」、「郡役所文書」から成っている。¹⁾ 「戦前A」と「戦前B」の2類には、大まかながら原課別に即した中分類が加えられている。とはいえ、必ずしも正確な原課別とはいえないので、全分類にわたり総体を検索する必要がある。また、史料登録は、原課の書類整理に拠ると思われる史料の綴合わせ、即ち史料冊単位に行われている。史料冊それぞれには、これらの分類毎に（中分類が設けら

れている場合には、中分類毎に) 通し番号が付されている。事実上小分類に相当するグルーピングが加えられていて、これらのグループ毎にほぼ史料年次順で史料冊が整理されている。通し番号は、この整理に基づいて付されている。なお、登録追加された史料は、このグルーピングに即して補助コードを用いた登録方法に抛らず、新たに通し番号を起こして登録されている。²⁾

内容的には、総務や建設の担当部局関連や農漁業担当部局関連にはほぼ限定されるといえよう。生活史ないし庶民史を志向する場合には不可欠な分野、例えば風俗や質屋といった諸分野に関する史料は、皆無といてよい。さらに、現存史料の主体をなす分野にしても、例えば総務関連でも人事や給与関連の史料はありうべき量に比べて僅少であると思える。他府県との正確な比較が必要であるが、全般的に、業務史料の遺留率は極めて低いと言えよう。

ここで、このたびの検索結果に基づき、山口県文書館所蔵の、金融分野に関する明治期行政文書の概要を示しておこう。表1は、その一覧表である。書誌事項が不完全であるが、欠けた点は文献目録を上梓する際に補うことにする。

表1 山口県文書館所蔵金融関連史料一覧(明治期)

A 統計にかんする史料

標 題	史料年次	整 理 番 号
A-1 山口県勸業課報告	明治12~15	明治期政府布達類/401
A-2 山口県勸業雑報	明治14	明治期政府布達類/403
A-3 山口県勸業雑報	明治15	明治期政府布達類/404
A-4 第一回年報	明治15	明治期政府布達類/402
A-5 山口県勸業雑報・報告	明治16~17	明治期政府布達類/405
A-6 山口県第1回統計表	明治18	戦前A総務/525
A-7 山口県第2回統計表	明治18	戦前A総務/526
A-8 山口県勸業月報	明治20, 22	明治期政府布達類/406
A-9 山口県農事調査表	明治24	明治期政府布達類/399
A-10 山口県第3回統計表	明治24	戦前A総務/526
A-11 県政要覧一件	明治41	戦前A総務/103

B 金融機関にかんする史料

標 題	史料年次	整 理 番 号
B-1 殖産会社申合規則追加原案	不 詳	戦前A総務/1996
B-2 国立銀行設立一件控	明治11	戦前A総務/228
B-3 産業組合	明治43	郡役所文書 豊浦郡/120
B-4 産業組合低利資金	明治43	戦前A農業/174

これらの史料の概要を述べれば、以下のとおりである。

まず、統計関連史料であるが、A-1からA-3およびA-5、A-8、A-9は、A-4に始まる一連の『山口県勸業年報』の前身ないし補遺に当たるものである。同時代の統計書『山口県統計表』（A-6、A-7、A-10）や『山口県治一斑』、『日本帝国統計年鑑』の記述との異同関係を明らかにすることも含め、精査される価値がある。『山口県勸業年報』については、山口県文書館「諸家文書」の検索未済であるため、その第1回分に相当するA-4を除いて、ここでは掲出してない。ただし、山口県史編さん室専門研究員大道和夫氏が、この検索結果を発表されているので、参照されたい。³⁾

A-8は、『県政要覧』の下稿やその編集のために寄せられた市郡からの報告ならびに関係役所（山口地方裁判所、広島税務監督局、山口監獄、広島郵便局などなど）からの報告等が綴られている。しかしながら、これら報告は簡潔なもので『要覧』採用項目への当該計数のみが記載されているにすぎず、しかも遺留史料は項目すべてにわたっているわけではない。

金融機関に関する明治期の史料も、このようにごく限られたものしか保有されていない。「銀行類似会社」や金融会社関係の文書は全く存在しないし、質屋関係や貯蓄組合の文書も全く存在しない。時限立法で制度化された備荒貯蓄についても遺留していないのである。と同時に、当該文書の性格上、継続的に存在したはずであるにもかかわらず、史料遺留はそのごく一部に止まっている。

B-1の「殖産会社」が起業案に止まったものか、実際に営業したものか不明であるが、この「原案」によれば「引請貸付方法」と「地所保存貸付方法」を規則追加するものとしており、文条には預金受け入れを行ったものと窺える件がある。

B-2は、第百三国立銀行ならびに第百十国立銀行設立時の定款や株主名簿、取締役請書等が綴られたもので、遺留史料は設立時点に限られる。なお、同上2行の公金取り扱いの請け書が綴られた場所には、三井銀行出張店の同請け書も綴られている。この史料以外に、明治期の県下銀行に関する史料は、文書館には存在しない。

また、産業組合関係は、戦前期総体で60点余の史料が文書館に保有されているが、そのほとんどは昭和期のものである。明治期のものは、B-3とB-4の2点に止まる。

B-3は、当該年における豊浦郡下の各組合定款や財務諸表をともなった状況届書を綴ったものである。

1) 実際には、正確を期して、その他の分類についても検索を行う必要がある。「諸家文書」や「県史編纂所史料」、「一般郷土史料」、「図書資料」、「その他」といった、諸分類である。今年度の検索作業は、これらの分類中の史資料を対象から除外している。主な理由は、予備検索によって「諸家文書」、「県史編纂所史料」、「一般郷土史料」の諸分類はそのほとんどが近世史料であると見積もられたからである。しかしながら、「諸家文書」には近代史料が少なからず含まれていることが、後日判明した。早急に検索を行いたい。

2) 頭に「追」を付した、通し番号による。

3) 大道和夫「明治前期創業の企業史料の分析について－義済堂、山口銀行、小野田セメント関

2. 山口県の明治期金融統計について

(1) 概 要

明治期に県が公刊した統計諸は、本稿の主題に関わるものに限れば、5種類に上る。¹⁾

第1に、都合3回だけ刊行された『山口県統計表』。表1のA-6、A-7、A-10がこれである。『山口県第1回統計表』は明治15年の計表を、『山口県第2統計表』は明治16年のそれを、『山口県第3回統計表』は明治22年のそれを、掲載している。いずれも県企画部統計課統計資料室にも所蔵されているが、『第1回』は県政資料館の展示物として別置されている。

第2に、『山口県勸業年報』。明治15年の計表に始まり、逐次明治44年分まで継続刊行された。上述したように、詳しくは、大道氏による紹介を参照していただきたい。ただ、県統計資料室の所蔵にかかるものは、『第17回』（明治33年計表分）以降の全冊である。

第3に、『山口県治一斑』。第一回は明治28年刊で、一部は明治26、27年分の計数が掲載されている。第15回までのこの標題のもとに刊行されたが、第3回発行時の構成変更にもない明治30年および31年の両年の計表が欠落せしめられている。明治45年／大正元年版以降は、簡易版化され、『山口県勢一斑』の標題のもとに継続刊行されている。その手頃な版型や掲載内容の充実度から判断すると、一般に利用された県統計書は、これであろうと思われる。

第4と第5は、いずれも儀礼贈呈用の美しい体裁を採り、収録統計表は極めて簡便なものである。『県政要覧』は明治34年以降継続刊行されたもので、明治41年刊行分についての史料が表1のA-11である。県統計資料室が全冊を所蔵している。山口県立山口図書館は44年発行分のみ所蔵している。他方、『県勢要覧』は明治41年以降刊行されている。山口図書館ならびに県文書館が全冊所蔵しているというが、図書館所蔵の明治43年版を除いて確認できていない。ところで、これらは統計表としては簡便とはいいながら、A-11に見られるように、この統計書独自の統計情報収集が行われたと見てよい。正式統計書の要約版ではないことを示唆する、この事実をどのように考えればよいのか、手がかりを持たない。

以上5種類の統計書に採録されている金融関連計表を見るに、それぞれに採用表目に差異がある。また、表目の謬記と考えられる統計書もある。相互の比較検討と、当時の代表的統計書である『日本帝国統計年鑑』との比較が、必要であろう。県には、1968年刊の『山口県の統計百年』がある。同書では、『山口県統計表』、『山口県勸業年報』、『山口県治一斑』の3種の県統計と『日本帝国統計年鑑』を駆使して、長期統計表を編集している。しかしながら、県の統計諸表の相互比較と検討あるいは書誌的検証について十二分な註釈を欠いている。

本稿で、この課題に応えるべきであるが、作業は完了していない。『勸業年報』（ならびに『勸業課報告』や『勸業雑報』、『勸業月報』）および『帝国統計年鑑』との比較検討は、本稿統編の課題の一つとしたい。

(2) 正式統計書としての『山口県治一斑』

本稿では、採用表目の比較のための基準ならびに掲載計数の比較のための基準を示したい。それを『山口県治一斑』に求めるのは、基本的には既述の理由による。ここでは、これらの基準を示す意味で、第一に『山口県治一斑』の金融関連諸表を提示する。その全容が紹介されていないと思われる、この統計書を摘要紹介する意も込めてである。第二に、『山口県統計表』ならびに『県政要覧』との計表構成の比較を行う。

まず、『県治一斑』掲載の金融諸表を提示しよう。なお、表2-1に関する原表は、第15回まで全本店銀行を個別表記する方式を採っている。また、表2-3の「銀行の為替金」と「銀行の諸手形」に関する原表も、第10回以降第15回まで、同様の方式に拠っている。

表2-1 本店銀行および支店銀行

年次	本店銀行					支店銀行
	行数	総資本金	払込済資本	積立金	株主数	支店・出張所数
明治26年		770000				
27		770000				
28	5	690000			1569	9
29	8	1070000				
30						
31						
32	21	3095000	1780650	246198	9622	20
33	24	3525000	2165920	334646	9700	35
34	26	3645000	2239750	431536	9160	34
35	26	3645000	2467750	421146		43
36	28	3945000	2614531	393422		43
37	28	3895000	2588250	573520		43
38	27	3860000	2660250	657678		43
39	27	3860000	2702750	664714		45
40	28	4800000	2860250	878591		48
41	26	4790000	2923250	989750		46
42	26	4905000	2964900	1131277		64
43	26	4905000	2910250	1513003		80
44	26	5005000	2917750	1592644		92
大正1	28	6675000	3107125	1695740		

典拠 山口県治一斑

注1) 総資本金、払込済資本金、積立金の単位は円。

注2) 株主数の単位は、人。

注3) 明治28年の資本金は3行のみ、明治29年は5行。

表2-2 銀行の預金・貸付金及び郵便貯金

年次	銀行の預金		銀行の貸付金		郵便貯金		
	年末現在	年間	年末現在	年間	取扱局所数	預け入れ	払い戻し
明治 26年	602001	6030008	1224665	2615515	77	523573	436370
27	800349	9398182	1712494	6155901	77	485369	520080
28	1762698	22829979	3368370	13245476	77	659814	546157
29	2342210	21434929	4582032	18165910	94	792243	599805
30							
31							
32	9329759	87732491	6894338	28695101	107	602565	546373
33	7776905	56413916	5154035	15412170	114	521589	660335
34	8531460	62598242	6228876	16556124	115	556619	617033
35	10014387	69977365	9096767	25917314	139	625473	560616
36	10930448	73254408	10120212	28858989	149	550945	556251
37	11923420	89863999	11300251	25917871	154	751545	614244
38	15566038	117037936	10206716	37100710	155	1167222	815837
39	55555201	90279264	11280584	62912539	159	1544717	1225475
40	21439840	149632073	15534051	75496796	172	1882293	2176099
41	23178021	157248947	13638582	57467467	178	2007578	1926651
42	32566695	150328972	14743255	44438656	172	2031769	1945410
43	25569965	166328972	14663139	49639876	180	1023970	893880
44	28428849	192507042	19901327	91010719	181	2536923	2555608
大正 1	28756496	249758057	20226438	76851873	186	3508296	2926198

新規預入 人員	年度末現在	
	人員	金額
	67795	1017637
	75211	1009913
	82736	1019912
	95295	1067353
40844	115418	1203075
55687	154774	1651817
45874	178426	2115920
44382	215527	2912117
53757	238273	3144809
55692	262689	3428933
48131	291510	4315970
42666	297466	4465415
51366	300734	5098385

典拠 山口県治一斑

注1) 銀行についての原注:「管外の銀行にして其の支店の管内にあるものは包含せり」

郵便貯金は、暦年でなく会計年度。ただし、明治37、38、39の3カ年はその年の12月末日現在。

また、41年度の内「年度末現在人員、金額」は42年2月末日、42年度は42年、44年度は44年12月末日現在。

注2) 銀行の預貸金、郵便貯金の単位は、円。

表2-2' 備荒儲蓄

年次	備荒儲蓄高			備荒儲蓄金の収入支出	
	現金	公債証券	糧	収入	支出
明治 26年	11055	185626	22528	31099	20044
27	8196	195701	21808	21466	13270
28	5229	204801	21566	18231	13002
29	3650	215788	20680	16980	13329

典拠 山口県治一斑

注1) 単位は、円。ただし、糧のみ石。

表2-3 為替及び手形

年次	銀行の為替金						銀行の諸手形		
	振出			受込			割引手形		
	官	民	計	官	民	計	貸出	取立	
明治 26年	195455	3944685	4140141	564880	4547529	5112410	293496	28860	
27	274905	5609914	5884819	2827207	7707039	10534247	2092704	802238	
28	2775704	8729510	11505214	4279377	10234523	14513701	4964583	2761768	
29	1803725	15890510	17694234	2838694	14222264	17060958	12373317	6849572	
30									
31									
32	5405195	20489948	25895143	1528320	17871738	19400058	14631311	11778881	
33	3206874	22463747	25670621	2785838	17945234	20731072	28490524	21896788	
34	3246798	23547764	26794562	2781918	20221500	23003418	13911918	18169729	
35	2175158	25765067	27940225	1889560	19335159	21224719	12474918	1544723	
36	1048101	21443504	22491605	875889	16759445	17635334	5812832	1641497	
37	754417	22468611	23223028	1422812	15840785	17263597	12011281	6104669	
38	811453	43610897	44422350	1560847	26716235	28277082	15708323	5569077	
39	1507283	50682919	52190202	3578541	28339068	31917609	17094083	5254349	
40	1158004	57367145	58525149	1091873	35658656	36750529	22430326	6759208	
41	1116089	53235458	54351547	853238	29914947	30768185	28803635	7166018	
42	2048309	54566625	56614934	523582	36251013	36774595	29928701	2730314	
43	985469	57132904	58118373	1165262	37499551	38664813	29895456	3925283	
44	872903	63945045	64817948	887501	43992825	44880326	31896744	5327371	
大正 1									

荷為替手形				郵便為替			
代金取立手形		取扱局所数		振出		払渡	
貸出	取立	貸出	取立	内国	外国	内国	外国
1204450	471036	95108	98138	63	674428	728683	
1120466	778402	397876	133161	63	876725	1159186	
1588097	668389	614013	226887	63	1063286	1335463	
2169332	1178676	2001898	492852	85	1261337	1458750	
2827615	1359514	453019	1140335	107	1949875	2241868	
2106996	1471358	1000729	2195529	114	2180581	2178397	
1560232	1608865	1267508	2028524	115	2191950	2266733	
3069307	1415728	1966432	2014736	139	2595611	3048564	
2582369	3655753	1649164	1378906	149	2337720	2532091	
4432639	6104669	3082753	2725994	153	2653648	3535867	
4936571	3687243	3070036	2475150	158	3704086	3860295	
7700103	3160883	3322858	3200860	163	3904243	3962429	
8843900	5287389	6050004	6548562	169	4107056	4309213	884753
8049600	4075635	5596459	6638224	178	4234413	4217372	764473
9400423	4568313	4908103	7047414	172	4409908	4246391	793324
11546737	6051922	5725334	8093970	180	3110385	3187267	224069
12501890	6966050	9441094	7606258	181	5195015	5031802	720552
				186	5291688	5277492	719415

典拠 山口県治一斑

注1) 銀行についての原注：「管外の銀行にして其の支店の管内にあるものは包含せり」

注2) 郵便為替の39年度以前は、内外国を合計した数値。

注3) 単位は、円。

表2-4 公債証券保有高

年次	記名公債証券	無記名公債証券
明治 27年	2009225	1981400
28	1935275	2219500
29	1880475	1664000
30		
31		
32	2066575	1941350
33	2089950	2085550
34	2097225	2118450
35	2057550	2420900
36	2027175	2985250
37	2176000	2860775
38	2171225	9983375
39	1968625	9378375
40	1967425	6340450
41	2025675	8447430
42	1832550	17547125
43	830600	6936950
44	823825	5559750
大正 1	855175	5587170

典拠 山口県治一班

注1) 単位は、円。

注2) 無記名公債についての原注：「毎年後期利札引換高に依り算出したる概数なり」

ここでは、これらの諸表に基づいた分析は行わない。引き続き、第2の課題に移ろう。計表構成の比較によって、上述のごとく基準としての『県治一班』の位置を確認しようと思う。

実は、『県治一班』自体に構成変遷が見られるのであって、その態様は表3のとおりである。表2のシリーズで細項目を表示したので、表3では各計表の帰属せしめられている編別名と計表名のみを掲載している。明治30年と同31年の計表欠落を生む、第3回『県治一覽』における構成変更において、備荒儲蓄が省略されている。明治45年／大正元年では、さらに、金融本体の諸計表も簡略化されている。「諸手形」のように省略されたものがあるが、簡略化は計表数の削減にとどまらない。継続されている計表でも、例えば既述のごとく銀行別の計数が消え集計数のみに簡略化されたりしているのである。

表3 『山口県治一班』計表構成の変遷

明治28年	明治33年	明治45／大正元年
貨幣の融通 銀行 銀行の株金及び株数 銀行の預金及び貸付金 銀行為替金 銀行の諸手形 郵便為替 記名公債証券 無記名公債証券	商業及び金融 銀行本店 銀行支店 銀行の預金及び貸付金 銀行為替金 銀行の諸手形 郵便貯金 郵便為替 記名公債証券	商業及び金融 銀行 銀行預金及び貸付金 郵便貯金 郵便為替 公債証券現在高
貯蓄 備荒儲蓄高及び場所 備荒儲蓄金の収入支出 郵便貯蓄		

注1) 年次は、掲載内容の年次。

明治45年／大正元年分の計表簡略化の理由は、見当がつけやすいであろう。本稿の関連する統計書に限っていえば、『勸業年報』が廃刊されて『山口県統計書』が創刊された措置にともなうものであろうと考えられるからである。『統計書』は、従来刊行されてきた種々の統計書（『勸業年報』や『山口県警察年表』、『山口県学事統計年報』など）を統合整理して包括的な正式統計書たる役割を与えられた。

他方、第16回『県治一斑』における改訂の理由は、分からない。表1Aで見たように、統計関連の遺留文書は、『県政要覧』しか存在しないからである。

ただし、明治期に刊行された各種統計書が廃刊され『統計書』に統合せしめられたにもかかわらず、『県治一斑』のみ刊行されつづけたということは、この統計書が汎用多用された県統計書として定評を得ていたことを示唆している。簡略化と標題変更を受けたものの、である。

明治期の県統計書は、個別分野毎の各種統計書と県統計を包括する統計書との2本立てで構成されていた。少なくとも、かなり早期からそのように構想された痕跡がある。個別分野毎の統計書がそれぞれに整備されると同時に、第〇回と銘打たれたことから分かるように『山口県統計表』は包括版正式の役割を振られたものであったはずである。この『統計書』が何故に明治15年分の計表と明治16年分のそれをそれぞれ第1回、第2回として別々に、しかし同一年の明治18年に刊行したのか、また何故に第3回は7年遅れて刊行され、しかも明治22年分の計表を掲載する形で刊行されたのか、さらに何故に第3回でもって刊行が途絶したのか。これらの理由も、遺留されている行政文書では明らかにならない。

表4 『山口県統計表』計表構成の変遷

明治15年・明治16年	明治22年
交通 郵便 為替資金、為替受金・払金 金融及賃金 銀行の本支店及役員株主 銀行の株金及株数 株金、株数 一株あたり金高・利子・売買高 創立以来の積立金 本年度の積立金 銀行の経済 流通紙幣、発行紙幣 入金、出金、純益金、割賦金 銀行の経費 税金、役員賞与金、損失金 後半季繰込滞貸準備 創業入費消却、所有物消却、利息 手数料旅費給料その他雑費 銀行の所有物 貨幣、紙幣、諸公債証書、地所、 建物、什器、質物流込	貨幣の融通 銀行の本支店及役員株主 銀行の株金及株数 株金、株数、 一株あたり金高・利子・売買高 創立以来の積立金 本年度の積立金 銀行の預金及び貸付金 預金 [年末現在、一年間] 貸付金 [年末現在、一年間]

明治15年・明治16年	明治22年
株式の売渡及譲与 売渡、譲与 銀行の為替金 振出 [官、民、計] 受込 [官、民、計] 銀行の諸手形 割引手形 [貸出、取立] 荷為替 [貸出、取立] 代金取立手形 [貸出、取立] 銀行の預り貸付金 御用預金、定期預金、 当座預金、別段預金、 約定預金 貸付金、当座預貸越 銀行の金利 財政 備荒儲蓄金の収入 前年度より越高、公儲金、 配付金、公債証書利子 備荒儲蓄金の支出 火災救助など 備荒儲蓄金の残額 現金、米穀、公債証書 備荒儲蓄の場所 倉庫数、儲蓄高、管轄郡区、 人口、公債証書買入代、雑出 公債証書 公債種別枚数・金員・保有者 公債証書管内転入 [細目同上] 公債証書管外転出 [細目同上] 公債証書の籤 [細目同上] 公債証書管内売買 [細目同上] 公債種別枚土地書入質入 [細目同上]	株式の売渡及譲与 売渡、譲与 銀行の為替金 振出 [官、民、計] 受込 [官、民、計] 銀行の諸手形 割引手形 [貸出、取立] 荷為替 [貸出、取立] 代金取立手形 [貸出、取立] 土地書入質入 書入質入 [件数、金高] 受戻 [件数、金高] 年末現在 [件数、金高] 貯蓄 備荒儲蓄高及び場所 現金、公債証書、粃 備荒貯蓄の収入 前年度より越高、など 備荒貯蓄の支出 火災救助など 市町村の困穀 貯 金 貯金取扱箇所数 一ヵ年間預金 [人員、金額] 一ヵ年間払戻 [人員、金額] 年末現在 [人員、金額]

ともあれ、『山口県第3回統計表』の刊行後5年を経て、『県治一斑』の刊行が始まるのである。少なくとも金融関連統計に関する限りでは、『県統計表』の後を襲ったのが『県治一斑』であることは、表4と対照すれば明かであろう。表4では、表2のシリーズとの対応関係を見るために、各計表の表側細目を掲出しておいた。『県統計表』創刊時の企画では、簡略版財務諸表的な計表を始めとして、相当に詳細な計表構成が採られていたことが分かる。第3回で簡略化を施された構成は、一部「株式の売渡及譲与」や「土地書入質入」、「備荒儲蓄」の詳細さを除けば、『県治一斑』のそれと合致する。

ちなみに、『県治一斑』よりも早く、否『県統計表』に一足先んじて刊行され始めたものに『勤業年報』があり、しかもその第1回は『勤業年報』と標題付けされず『第1回年報』（表1A-4）とあるようにこれが正式統計書として構想された可能性があるが、明治30年代半ばまで

の『勸業年報』所載の金融関連計表は極めて簡略なものである。『勸業年報』の分析は次稿に譲ることになっているが、ここで必要な限りの、計表構成の変遷を参照すれば、表5のとおりである。

表5 『山口県勸業年報』計表構成の変遷（略表）

明治33年	明治38年
銀行の1 郡別本店〔普通、貯蓄、兼営〕 支店又は出張所、 他管の支店又は出張所	銀行累計比較 銀行1 郡別本店〔普通、貯蓄、兼営〕 支店又は出張所 他管の支店又は出張所
銀行の2 行別所在地、支店出張所数、 設立年月日、資本金、 払込済資本金、積立金、 最近利益配当歩合	銀行2 支店出張所数、設立年月日、営業の目的 資本金〔総額、払込済額〕、積立金、 社債〔総額、払込済額〕、最近損益金、 最近利益配当割合
銀行の3 個別支店出張所所在地	銀行3 個別支店出張所所在地
	銀行の預金及び貸付金累年比較 預金〔年末現在、一年間〕 貸付金〔年末現在、一年間〕
	銀行の預金及び貸付金 銀行本支店別預金〔年末現在、年間〕 銀行本支店別貸付金〔年末現在、年間〕
	銀行の諸手形累計比較の1 振出〔官、民、計〕、 受込〔官、民、計〕
	銀行の諸手形累計比較の2 割引手形〔貸出、取立〕、 荷為替〔貸出、取立〕、 代金取立〔貸出、取立〕
	銀行の諸手形の1 銀行本支店別振出〔官、民、計〕、 受込〔官、民、計〕
	銀行の諸手形の2 銀行本支店別割引手形〔貸出、取立〕、 銀行本支店別荷為替〔貸出、取立〕、 銀行本支店別代金〔貸出、取立〕
	郵便貯金 取扱局所数、 年度末現在〔預入人員、金額〕 預け入れ人員一に対する貯金高、 現住人口一に対する貯金高
	郵便為替 取扱局所数、 振出、 払渡
	記名公債証書 公債種別 無記名公債証書 公債種別

したがって、『県統計表』の系譜は『県治一斑』に受け継がれたものと見てよいであろう。ただし、明治30年代半ば以降の『勸業年報』の計表構成は、『県治一斑』なみの充実を見るに止まらず、一部はより詳細な統計情報を提供し、また一部は別途累年表を掲出するようになる。この時期には、ここでは金融関連統計に限ってだが、『勸業年報』が『県治一斑』の母統計になっている、と考えてよからう。

最後に、『県政要覧』の採用表目との異同について言及しておこう。前にこの統計書独自の統計情報収集が行われたと見てよいと述べたが、その独自性の承認如何を金融関連計表に即して検証するためである。『県政要覧』の採用表目は、表6のとおりである。

表6 『県政要覧』の金融関連表目一覧

銀行	行数
郵便為替	局所数、内国為替高、外国為替高
質屋	店数、質入件数、受質件数、貸出金高、受質金高
郵便貯金	預金人員、預金額、平均一人預金額、現在人口中百人中預金人員
銀行預金	店数（支店を含む）、預金人員、預金額、平均一人預金額
共同貯金	預金額、有価証券

このように、『県政要覧』には『山口県治一斑』とは別種の統計情報の一部依拠している可能性が確かにある。郵便為替に「内国為替高」と「外国為替高」の項目建てがあり、「質屋」と「共同貯金」という計表はこれまで検討してきた諸統計書には見られないものだからである。ただし、「内国為替高」と「外国為替高」は内国為替の「振出」と「払渡」の誤記である可能性が高い。表6は明治41年分の計表構成であるが、当該計数は表2-3ではそれぞれ内国為替の「振出」と「払渡」の計数に合致する。表側誤記の可能性の高いのは、表6の「内国為替高」と「外国為替高」には「振出」と「払渡」の区別が欠落しているからでもある。なお「共同貯金」という表記がどのような制度を示すものなのか判然としない。他の統計書にいう「備荒儲蓄」の米穀を除いたものを指すのかもしれないが、これを確認する手だては今のところ無い。これまで検討してきた、他の県統計書では、当該年には「備荒儲蓄」を掲載していないからである。

1) 「山口県統計業務の概要」と題する、『山口県の統計百年』への付録の記述によれば、県統計書の嚆矢は『山口県治一覧概表』であるという。同記述は、これを『山口県治一斑』の前身にあたるものとしている。「勸業」の部が立てられているということであるから、本稿の対象とすべき史料である。しかしながら、いまだこの『概表』を実検できていない。県統計調査室所蔵のマイクロ・フィッシュにより明治12年ならびに明治17年発行の『山口県治一覧表』を検索した限りでは、金融関連の計表は掲載されていない。

また、全県表であるこれに倣って、県下諸郡は『郡治一覧表』を「盛んに」つくった、という。県統計調査室所蔵のマイクロ・フィッシュによれば、『山口県周防国大嶋郡治一覧表』

(明治18年10月調査)、『山口県玖珂郡治一覧表』(明治12、13年調査)、『山口県都濃郡統計表』(明治24年10月調査)、『山口県阿武見島郡治一覧表』(明治17年調査)がそれぞれある。しかしながら、金融関連の計表はいずれの場合にも掲載されていない。

(未完)